

# 一般社団法人京都経済同友会 情報公開規程

## (目 的)

第1条 一般社団法人京都経済同友会（以下「本会」という）は、定款第59条第2項に基づき、活動状況・運営内容・財務状況等に関する情報を一般の人々に積極的に公開し、もって本会の公正で開かれた活動を推進するために必要な事項を定めることを目的としてこの規程を設ける。

## (本会の責務)

第2条 本会は、この規程の解釈及び運用にあたり、本会の情報を一般の人々に情報公開することの意義を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をすることを責務とする。

2 個人に関する情報の保護については別に定める。

## (利用者の責務)

第3条 本会が公開した情報を閲覧ないしは謄写した者は、これによって得た情報を、この規程の目的に沿って適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

## (情報公開の方法)

第4条 本会は、情報公開の対象とする公告物、公表物、書類等について、本会の主たる事務所に備え置くとともにインターネットによる公開を行うものとする。

## (情報管理責任者)

第5条 本会は、この規程等の適正な実施及び運用を図るため事務局に情報管理責任者を設置する。情報管理責任者は事務局長をもって充てる。

## (公 告)

第6条 本会は法令に従い、最終の事業年度にかかる貸借対照表の公告を行うものとする。

2 前項の公告については、当該事業年度終了後3ヶ月以内に定款第61条にもとづきインターネットによる電子公告を行うとともに、本会の主たる事務所に5年間備え置くこととする。

3 事務所に備え置いた第1項の貸借対照表について閲覧の求めがあった場合は、情報管理責任者は本規程及び個人情報保護規程等を考慮したうえで、原則として本会が定める休日以外の日の午前10時から午後5時の休憩時間を除く時間帯に、閲覧に供する。本会の業務遂行上、支障があると判断したときは閲覧の日時を指定することができる。

4 事務所に備え置いた第1項の貸借対照表は、閲覧の結果、希望する者に全部又は一部の謄写を認める。謄写に必要な費用は希望する者の負担とする。

## (書 類)

第7条 本会は次の書類を公表する。

- (1) 定款
- (2) 役員一覧
- (3) 幹事、顧問、相談役、参与一覧
- (4) 事業報告書

- (5) 貸借対照表
- (6) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (7) 事業報告書、貸借対照表及び損益計算書の附属明細書
- (8) 事業計画書
- (9) 収支予算書

2 前項の資料において、第1号から第3号は最新のもの、第4号から第7号までは当該事業年度終了後3ヶ月以内に備え、5年間備え置くものとする。第8号及び第9号については当該事業年度開始後3ヶ月以内に備え、次事業年度の資料が備え置かれるまでの間備え置くものとする。

3 第1項の書類の公開は、本会の主たる事務所に備え置き、前条第3項と同じ方法をもって閲覧に供するとともに、謄写を希望する者には同第4項と同じ方法によりこれを認める。

(インターネットによる情報公開)

第8条 本会は、第6条及び第7条で規定する情報公開のほか、広く一般の人々に、インターネットによる情報公開を行うものとする。

(その他)

第9条 情報公開に関して必要な事項は、この規程に定めるもののほか、理事会の決議をもってこれを定める。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

## 附 則

1. この規程は平成24年6月1日から施行する。
2. この規程は、平成30年12月4日に改定し、平成30年12月5日から施行する。